

# ごみに関するQ&A

## ○指定袋について

### Q 家庭用指定袋の配付方法は？

町会の班長さん等のお宅に年2回(8~9月、2~3月)配送し、各家庭に配付していただいております。  
マンション等の集合住宅は家主さんや管理人さんから配付される場合もあります。  
町会に加入されていないお宅には同時期に引換券を送付しますので、市役所本館1階指定袋配付窓口にてお受け取りください。

### Q 指定袋が足りなくなったときは？

世帯人数の増加、紙おむつの使用等の理由で足りなくなったときは、平日の開庁時間内に市役所本館1階指定袋配付窓口にてお渡ししています。ただし、ごみの減量と計画収集の観点から、一度にお渡しする枚数は制限しております。

## ○粗大ごみについて

### Q 袋に入らない場合は粗大ごみで出さないといけませんが、どこまで袋に入ればいいですか？

指定袋の口をしぼって、ものが袋からはみ出す場合は、粗大ごみとして出してください。

### Q 粗大ごみを家から出す際に、分解してはいけないのですか？

怪我の原因になりますので、原則、粗大ごみの分解はしないでください。  
ただし、戸口からの運び出しや持ち運びを容易にするために分解していただくことは差し支えありません。なお、長さの計測については分解される前の状態で行ってください。

### Q 余った粗大ごみ処理手数料券については、どのようにすればいいのですか？

余った粗大ごみ処理手数料券については、次回、粗大ごみを排出される際にご使用いただけますので、大切に保管してください。なお、現金での還付をご希望される場合は、未使用の粗大ごみ処理手数料券に限り、環境事業課(072-991-6254)にて所定の手続きをしていただくことで還付することができます。

## ○臨時ごみについて

### Q 引越し等で大量のごみが出る場合はどのようにすればいいのですか？

臨時ごみとなりますので、八尾市粗大ごみ受付センターに臨時ごみの収集を申し込んでください。  
手数料は2トン車1台につき、20,000円です。